

2019年度 同志社大学大学院 司法研究科

後期日程入学試験問題 法律科目試験

(刑法)

次の（設例）を読んで、具体的な事実を指摘して、甲及び乙の罪責を述べなさい（ただし、特別法違反の点を除く。）。（配点：100点）

（設例）

甲（35歳、男）は、配偶者の乙（29歳、女）と婚姻して5年になる。乙の父親A（58歳、男）が若年性認知症にかかったことに伴い、一人娘の乙がAを介護する必要があるため、乙が会社勤めを辞め、Aを引き取り同居を始めた。Aの症状は次第に悪化し、Aは、被害妄想に陥り、しばしば甲や乙に暴力を加えることもあった。

平成30年8月1日午後7時30分頃、甲が帰宅すると、乙とAとが言い争っている声と何かを投げつけている音が居間の方から聞こえてきた。甲は、いつもの親子喧嘩と思い、「うんざりだ。いい加減にしろ。」等と捨てセリフを吐いて、自分の部屋に入った。その矢先、居間の方から、Aが「お前なんか、死んでしまえ。」と叫んだ途端、「ギャー、助けて。」と叫ぶ乙の悲鳴が聞こえてきたので、甲は驚いて駆け付けた。すると、床に乙の携帯電話が破壊されて散乱し、また配線が切り落とされた固定電話機が転がっていた。刺身包丁を手に持ったAが、乙に襲い掛かろうとしているところだったので、甲は、乙がAに殺されると思い、乙を助けるため、Aを取り押さえ、Aが手に握った同包丁を取り上げるため、腕をねじ上げるとともに、Aの胸部を手拳で2回強く殴打したところ、Aは同包丁を床に落とし、自らも胸を押さえつつ床に崩れ落ち、苦しみ始めた。これを見た乙は、「お父さん、心筋梗塞でバイパス手術を受けたことがあるの。このまま放置すれば、死んじゃうかもしれない。もういいから止めて。」と言った。午後7時40分頃、この時点で直ちに救急搬送しておれば、ほぼ確実にAを救命することができた。

しかし甲は、「お父さんの心臓が悪いというのは初耳だ。でも、君は実の父親に殺されかけたんだぞ。しかも実の娘であることを認識できない男によってな。このままだと、そのうち君は本当にこの男に殺されるよ。もう介護はうんざりだ。」等と言い、「このまま放置してAが死んでも、世間はAが心筋梗塞で死亡したと考えるさ。これで君もAの呪縛から逃れられるよ。」と提案した。これに対し、乙は、「こんな状態になっても、私には大切な父親よ。死なせては絶対駄目。」と主張し、甲にその携帯電話で救急車を呼んで欲しいと頼んだ。乙は近所の住人に救助を求めるにも考えたが、こうした押し問答を20分ほど続けるうちに、Aの容体は急速に悪化した。乙は、午後8時頃にようやくAの携帯電話を発見し、救急車を呼ぶために電話をかけた。午後8時20分に救急車が甲宅に到着後、救急隊員によって心臓マッサージが施され救急搬送された。午後8時45分頃、Aは救急病棟において受診したものの、午後9時頃に死亡した。死因は、甲が殴打した胸部打撲により、心不全を起こし死亡したものである。